

平成25年度

西成区地域支援調整チームからの意見に対する回答

(西成区障がい者自立生活支援調整委員会)

大阪市福祉局障がい者施策部

平成 25 年度 西成区地域調整チーム  
(西成区障がい者自立生活支援調整委員会)  
からの意見事項一覧

ページ	事項番号	意見標題	担当局	担当部署
1	7	障がい者虐待への対応について	福祉局	地域福祉課
2	8	総合支援法から介護保険への スムーズな移行について	〃	障がい福祉課 障がい支援課 運営指導課
3	9	生活保護受給者に対する障害特性に 応じた対応について	〃	保護課
4	10	移動支援について	〃	障がい支援課
5	11	相談支援事業所の充実について	〃	障がい福祉課
6	12	重度訪問介護事業所の拡充に向けて	〃	障がい支援課
7	13	アルコール関連問題への専門医療機 関・支援機関の拡大	健康局	こころの 健康センター
8	14	酒害教室について	〃	〃
9	15	薬物関連問題に対応できる医療機関 の拡大	〃	〃
10	16	発達障がいのある人への支援体制の 確立	福祉局	心身障がい者リ ハビリテーショ ンセンター 障がい福祉課

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
7. 障がい者虐待への対応について	
意見概要	
<p>障害者虐待防止法が施行され一定の啓発はなされているが、障がい者と関係するより身近な人への啓発がまだまだ必要であると感じる。家族や支援者の中には、継続的に行われている支援の中に虐待に値するような状況が生じていることに気付くことができていない。障がい者自身が虐待を受けていることを認識できない、または訴えることができないことが多いなか関係者が気づける目を育てていく必要がある。大阪市としても引き続き啓発活動を展開していただきたい。</p>	
回 答	
<p>障害者虐待防止にかかる広報啓発については、障害者虐待防止法第 4 条において市町村の責務と規定されており、本市においては法施行時からポスター、リーフレット等を作成し、各区役所、各区障がい者相談支援センターをはじめ、医師会、障がい者施設また市民が利用する図書館や市民サービスカウンター等において広く市民に周知・啓発をお願いしてまいりましたが、障害者虐待防止法施行から 2 年と歴史も浅いことから、配布先についても工夫を重ねながら、引き続き広報啓発活動については、地域の支援者や障がい者自身から虐待に気づける啓発活動を続けてまいります。</p> <p>さらに、障がい者基幹相談支援センターによる講演会など市民への啓発活動についても引き続き開催を行ってまいります。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ (電話 6208-8086)

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
8. 総合支援法から介護保険へのスムーズな移行について	
意見概要	
<p>制度移行において最も被害をこうむるのは利用者である。サービスが中断することのないように申請行為が滞りなく行われる必要がある。また、障がい福祉サービス関係者と介護保険関係者が双方のサービスに関する知識が少ないことで混乱が生じている。有効にサービスが提供できるような体勢作りができる為にも関係者研修時には各制度の事についても情報提供するような場が必要ではないか。検討いただきたい。</p> <p>25 年度は西成区自立支援協議会で居宅介護事業者向けの勉強会を開催し障がい理解や制度説明・支援体制についての研修会を開催した。26 年度も開催予定にしており他にも必要と思われる関係者へ啓発活動を広げていく予定である。大阪市や他区においても具体的な啓発活動の実施に向けて取り組みを進めていただきたい。</p>	
回 答	
<p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付を優先することとなっており、移行にあたっては円滑に行うとともに、介護保険の被保険者となった障がいのある方の生活に支障をきたさないように配慮し、継続したサービス利用が可能となるよう努める必要があります。</p> <p>本市においては、介護保険サービス利用開始後も引き続き障がい福祉サービスを利用される場合には、個々のケースにより勘案を行い、介護保険担当等関係先と連携したうえで、必要に応じ適切な支給決定を行っております。なお、その際は相談支援専門員と介護支援専門員が連携し、必要な情報を共有しながら支援していくことが望ましいと考えております。そのため相談支援専門員が介護保険制度についても理解されるよう、研修等において情報提供を行うことを検討してまいります。</p> <p>また、障がい福祉サービス等の指定事業者に対しましては、指定時の研修及び毎年開催する集団指導において障がいに関する理解や制度説明に加え、事業者における利用者への配慮や従事者等に対する研修を行う必要があることを説明しております。</p> <p>これまで障がい福祉サービスについては、制度改正等が頻繁に行われている関係もあり、その内容について事業者あてに制度理解ができるよう説明会の実施や通知を行う等の対応を行っておりますが、今後においても引き続き説明会の開催などして制度の理解が充分に行えるよう努めてまいります。</p>	
担 当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (電話 6208-8081) 障がい支援課 (電話 6208-8245) 運営指導課 (電話 6241-6520)

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
9. 生活保護受給者に対する障害特性に応じた対応について	
意見概要	
<p>生活保護受給者の中で障がいを持つ人に対し、生活保護担当として自立に向けた生活への支援をされているが、障がい特性を理解せず、無理な就労指導を行うことで病状が悪化する例があるなど、障がいへの理解がされていない事例がうかがえる。</p> <p>よって、障がい特性への理解に応じた見立て、制度の活用や、地域の支援者との連携を図られるよう、ケースワーカーに対し障がい特性への理解や障がい福祉サービスなどの制度知識を深めるような研修を行う等支援をお願いします。</p>	
回 答	
<p>他法他施策の活用についての知識を深めるために研修を行っているところですが、引き続き、障がい特性への理解や障がい福祉サービスなどの制度知識を深めるための取組を行い、障がいの特性に応じた支援につながるよう努めてまいります。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部保護課 (電話 6208-8014)

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
10. 移動支援について	
意見概要	
<p>知的・精神障がい者手帳受給者とは違い、身体障がい者は利用できる対象者が限られている。身体障がい者の中には移動困難な障がい者も多く移動支援のニーズは強い。利用者範囲の拡大を強く求める。また、支援対象として社会生活上不可欠な外出及び余暇活動とあるが、通年かつ長期的にわたる外出として、通園・通学・通所等が対象として除外されていることについても必要不可欠な外出として検討を求める。今年度は具体的なニーズ把握に努める予定である。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通園・通学・通所など「通年かつ長期にわたる外出」については、基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、通学や日中活動の継続を支援できるように努めております。</p> <p>なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であると考えておりますが、移動支援は、障がいのある方々にとって、地域での日常生活や社会参加を行う上で必要かつ重要な支援であることから、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-8076）

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
11. 相談支援体制の充実について	
意見概要	
<p>西成区では、平成 26 年 3 月末現在、1,811 人の障がい福祉サービスの利用者があるが、うち計画相談支援の利用者は 578 人である。26 年 4 月時点で西成区には 2 事業所が増え 13 事業所となるが、一方で 5 月末時点で 2 事業所が営業を休止する。また、既存の利用者へのモニタリング等で新規利用者への対応が困難な状況にある。児童の相談支援への対応も区内で 2 名のみにとどまっている。さらに、今年度は地域移行支援の対象者が拡大されたことで相談支援事業所を取り巻く環境はより厳しいものとなっている。</p> <p>相談支援事業が開始されてから事業所を増やすことは大阪市の大きな課題となっている。西成区自立支援協議会では区内の居宅会議事業所向け勉強会を開催したり、勧奨はしているものの現場からは相談支援員養成研修会の開催が少なく相談員不足であることや介護保険と違いモニタリングが毎月実施ではないことで報酬が見合わないとの声が聞かれている。相談支援事業所が開設しやすい環境整備の再考が必要であると考え</p>	
回 答	
<p>本市では平成 25 年 1 月に、市内の障がい福祉サービス事業者に対する制度周知と事業者確保に関する課題を把握するために、大阪市内で障がい福祉サービスを運営する法人に対して、アンケート調査を行いました。その結果、課題としては、報酬面の課題（報酬単価・報酬算定の考え方）と人材確保の課題（相談支援専門員養成研修・実務経験の要件）が大きいことが分かりました。</p> <p>そこで本市では、報酬体系の改善に向けて、平成 25 年 6 月に国に対して根拠資料を添え、実態に見合った報酬体系となるよう要望を行いました。今後とも機会を捉えて、引き続き働きかけを行います。</p> <p>人材確保については、大阪府に対して「相談支援従事者初任者研修」の受講枠拡大を働きかけたこともあり、平成 26 年度には大幅に枠が拡大されました。今後も受講希望者数の動向などを見極めながら、府に対して、受講枠の拡大を働きかけていきます。</p> <p>また、本市では、各区地域自立支援協議会などと連携して、指定特定相談支援事業所の新規立ち上げ説明会を開催しているほか、障がい者基幹相談支援センターでは、事業所の新規立ち上げを支援するワーキンググループを設置して、各区における説明会の開催支援や事業所立ち上げのテキストづくりを進めるなど、引き続き相談支援専門員の増加に向けた取組みを進めます。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
12. 重度訪問介護事業所の拡充に向けて	
意見概要	
<p>重度障がい者の場合、頻回な支援や夜間支援必要な方が多いが、重度訪問介護事業所が少なく、夜間支援を提供出来る事業所となると更に数が減少する。高齢化や医療の発展も相まって今後更に需要が増大することが見込まれる。重度訪問介護の報酬が少ないことも事業所数に影響していると考えられる。ヘルパーが従事しやすい環境整備の為に国からの補てん等の対策について検討・ご注進いただきたい。</p>	
回 答	
<p>重度訪問介護は、重度障がいがある方の地域生活を支援するための重要な自立支援給付であり、今後とも、利用者本位に立ったサービスの提供が確保できるよう、実態に見合った報酬基準を設定するよう国に対し要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-8076）



西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
13. アルコール関連問題への専門医療機関・支援機関の拡大	
意見概要	
<p>平成 25 年 12 月に「アルコール健康障害対策基本法」が国会で成立された。基本法は、不適切な飲酒によって引き起こされる健康問題や社会問題（以下、「アルコール関連問題」という。）について、国や自治体、医療関係者などの責務を初めて明記し、対策を総合的かつ計画的に推進することを宣言した。平成 26 年 6 月に施行され、国は 2 年以内に基本計画を策定、都道府県はそれをもとに地域の実情に即した推進計画を策定することが定められている。</p> <p>アルコール依存症は疾患であり、治療が必要である。アルコール関連問題のある患者は、病状や年齢によっては入院の必要な事例も多い。多量飲酒など不適切な摂取は、アルコール依存症のみならず、がん、膵炎、肝機能障害などの様々な内科疾患を併発する。重症例も多く、専門医療機関への通院や入院以前に、内科治療を優先させる必要があることが少なくない。しかし、アルコール問題があることを理由に、内科医療機関で受診を断られることもしばしばあり、アルコール専門医療機関と内科医療機関の連携はまだまだ不足しているのが現状である。</p> <p>また、介護事業所は介護の最前線でアルコール問題を含んだ困難ケースの対応に苦慮している。介護事業所へのアルコール関連問題への研修は必須であり、市として介護事業所へのアルコール関連問題研修の実施を望むものである。今後、基本法を踏まえ、市民の健康の向上、社会的損失の抑制のためにも、大阪市としてアルコール問題に取り組む姿勢が重要であると考えます。</p>	
回 答	
<p>アルコール専門医療機関は、現状では、数が限られているため通院や入院の対応に困難を要する状況にあると認識しています。また、相談支援機関や介護事業所等、地域での支援者の研修や資質の向上は重要であり、大阪市としても、酒害教室や飲酒と健康を考える会で、支援者の育成にも重点をおいた取り組みを実施しています。また、市民講座なども企画し、実施しています。「アルコール健康障害対策基本法」が平成 26 年 6 月に施行され、今後は今まで以上に行政機関、専門医療機関、自助グループ等と連携を取りながらアルコール健康障がい対策を総合的に推進していくことが重要であると考えます。</p>	
担 当	健康局健康推進部こころの健康センター（電話 6922-8520）

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
14. 酒害教室について	
意見概要	
<p>これまでも継続されてきた酒害教室については、西成区をはじめ 12 区で開催されているが、市内 24 区の半分でしかない。また、西成区など一部の区を除いて、月 1 回のみの開催にとどまっている区が多いのが現状である。従来より、断酒会や AA などの自助グループにつなぐパイプ役も担っていた酒害教室であり、現在自助グループに定着している人の中には、酒害教室の経験者が多く、その存在意義を表している。さらに、昨今より高齢者、女性のアルコール問題が増加している中、高齢者、女性の参加しやすい昼間に開催されている社会的意義は大きい。アルコール専門医療機関の医師やメディカルスタッフを招聘しており、利用できる社会資源の限られている高齢者、女性にとって、貴重な疾病教育の場ともなっている。今後、全区での開催と、より高い頻度での開催を検討頂きたい。</p>	
回 答	
<p>酒害教室は市内 12 区におきましてアルコール依存症の回復やその家族を対象に、アルコール関連問題についての正しい知識の普及や治療の動機づけを行い、体験談等を語り合うことによって、アルコール依存症からの回復を支援することを目的として開催しております。昼間開催の酒害教室は、多くが夜間に開催されている断酒会等より女性や身体の不自由な高齢者にとっては貴重な教育の場となっております。「アルコール健康障害対策基本法」が平成 26 年 6 月に施行されたことも踏まえ、今後は酒害教室の全区での開催等含めアルコール健康障がい対策について取り組むことが重要であると認識しております。</p>	
担 当	健康局健康推進部こころの健康センター（電話 6922-8520）

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
15. 薬物関連問題に対応できる医療機関の拡大	
意見概要	
<p>西成区では、薬物関連問題事例が多い。単身者のみでなく、乳幼児を持つ若い母親も多く、児童虐待問題として追跡している事例も少なくない。薬物依存症者は医療につながりまでの関わりに時間がかかり困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、受診できる医療機関がなければ、支援は途絶えてしまう。現在、薬物依存症者の診療を断わる医療機関は多く、専門医療機関は市内にほとんどない状況である。通院できる距離に薬物問題専門医療機関が必要であり、専門知識を持った支援者の育成、支援機関への技術支援が急務である。</p>	
回 答	
<p>薬物関連問題が社会的にも問題となり本市としても市民講座や関係者への研修を実施して広く啓発活動に努めています。また、家族支援のためのワークショップも企画開催しています。専門医による薬物相談をこころの健康センターで定期的実施しており、専門医療機関や支援機関との連携が今後も、必要であると認識しています。</p> <p>また、大阪市、大阪府、大阪府警は、あいりん地域における覚せい剤等の薬物取引や、ごみの不法投棄など地域の発展のために解決が急がれる課題に対して、3者が協力して、地域の環境整備を強力に進めるために今年度からの5か年計画をとりまとめました。</p> <p>その中で、薬物依存症者本人及び家族に対する専門的ケアが必要であるため、薬物依存症者本人に対する支援専門プログラムの実施や悩みを抱える家族への支援、薬物依存症者を支援する機関の職員に対する専門研修を今年度から実施することで、薬物依存症者に対する専門的ケアを推進し、早期回復を図るための体制づくりを進めています。</p>	
担 当	健康局健康推進部こころの健康センター（電話 6922-8520）

西成区	
<b>【平成 25 年度】</b>	
16. 発達障がいのある人への支援体制の確立	
意見概要	
<p>発達障害者の相談が増加しているが、現状では利用できる専門医療機関・相談機関や在宅サービス・就労支援体制が、いまだ不十分である。成人の発達障がい者の診断ができる医療機関は少なく、診断機能も含め支援できる機関が必要である。発達障害者支援センターの総合的な支援の充実が望まれる。また、発達障がい者の中で、就労希望者は多いが、就労にはきめ細かな支援が必要である。発達障がい者の人数に比較し、就労支援は不足しており、現在の支援機関ではマンパワー不足と言わざるをえない。障がい者就労支援機関の発達障がい者専門相談員の充実と育成を望むものである。</p>	
回 答	
<p>本市では、平成 18 年 1 月に発達障がい者支援センター「エルムおおさか」を開設し、発達障がいのある方及びその家族の方への相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修、関係機関との連携・機関支援等に取り組んできました。</p> <p>相談支援の過程で、ご本人の希望をお聞きしながら、必要に応じて医療機関へつなぐ診断の支援を実施しています。</p> <p>また、平成 25 年度には、発達障がいのある方が身近な地域で障がいの特性を踏まえた適切な支援を受けることができる地域づくりを目指して、地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・機関支援を実施する体制を強化しています。</p> <p>また、障がい者就業・生活支援センターに発達障がい者就業支援コーディネーターを 1 名配置し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかな就労支援を行ってきました。</p> <p>平成 25 年度には、就労を希望する発達障がい者の支援ニーズの高まりに対応するため、コーディネーターを 1 名増員しました。</p> <p>平成 27 年度予算案においては、市内 6 か所にある各地域障がい者就業・生活支援センターの就労支援員を 2 名から 3 名体制に強化することにより、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい支援を行います。</p>	
担 当	<p>福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課 (電話 6797-6560)</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 (電話 6208-7994)</p>